

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年2月10日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2月10日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

では、ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。

皆さん、聞きたいこと山ほどあると思うんで、私のほうから手短かに二、三お伺いしたいんですけど、地元の新潟県知事であるとか、柏崎市長さんとかは、やっぱりこの案件があって、あったのが9月20日であって、それが委員会に報告されずに、23日に保安規定が了承されるということになったことに、やっぱり強い憤りを持っていらっしゃる首長さん、住民の方が多くですが、その中で適格性について、もう一回審査してくれと。保安規定について審査してくれないかというような意見も聞こえてます。聞こえます。その時期が悪かったとはいえ、そういう声について、委員長はどのようにお答えするでしょうか。

○更田委員長 今、ヨシノさんはおっしゃったような御指摘はよく分かります。委員会の5人もその何と申しますか、感じは共有をしてはいると。ただ、今回のID不正事例というのは、規制委員会が同じように、保安規定と同じように認可した核物質防護規定に係るものであって、で核物質防護規定に違反するものと捉えて、今これからやろうとしている。是正措置も含めてやろうとしているところである。

では、こういったその核物質防護に係る事案が保安規定にどうかというと、保安規定は保安規定で設置変更許可のときに約束をしたことが反映されているかどうかを確認をしたものなので、保安規定に影響が及ぶかということ、この事案が保安規定の前提を覆すようなものであった場合には、それは反映があるかなと。することはあるんだけど、じゃあ、保安規定の前提となるようなものを揺るがすものかどうかということ、現時点でそう捉えてるわけではありません。これは昨日の委員会、これは非公開での委員会ですけども、おまけでちょっと各委員との間で、ちょうどおっしゃったように保安規定の認可に長官専決ではあるけれど、委員会として、3回問われていて、これでいいよと答えたときに、もし僕たちがこれを知っていたらどうだったんだろうと。やはり意見として過半数だったのは、核物質防護の話で保安規定の話ではないなということと、保安規定

に遡及させようとするところがあるとするれば、本件によって繰り返しになりますけど、保安規定の前提が崩れてしまうような状態になったら、それは当然、保安規定に遡及していくわけですけども、核物質防護事例で結果が甚大、例えば評価で赤みたいな事例になったときはともかくとして、ここで、その保安規定を使うというのは、言い換えると権力の濫用になってしまうので、今の時点で保安規定ではなくて、まず、とにかく核物質防護規定がどうであるかということも精査しようとしていますし、それから違反事例であるので検査の中でしっかり見ていきたいというのがお答えになります。

○記者 あのちょっとまた話が変わるんですけど、今日、荻野長官のほうから情報についての伝達の在り方について、委員会に対する謝罪というのが初めて公の場でなされて、たわけなのですけども、じゃあこの核物質防護の問題をどのように、そのいち早く知らせるべきなのか。どこまで公開にしてくのかということについての、やはり何らかの基準というのを今後お考えになっていくのでしょうか。

○更田委員長 そのとおりだと思います。で、二つのことが、ヨシノさんの御質問の中には、二つのことが入っている。まず一つは、セキュリティに関する事例だから、対テロに対するような事例だからということで、全情報は明かせませんというのは、それはやっぱり変だろうと、明かせる範囲でどう公開していくべきかということは、今回の事例も大きな教訓ですので、公開できることについては公開をしていく。じゃあ、どこまで公開できるかというのは、明らかに事業者側も、それから私たちのほうも経験不足がありますので。検査制度は改まっているので、その中で、ますます新しい検査制度の下でこういった事案が起きたということについては経験が足りてない。で経験を積もうにもなかなか難しいんですよ。しょっちゅうこういうことが起きるようじゃ困るし。そうするとやっぱり想像力を働かして、こういう事例が起きた場合はどうだ、こういう事例が起きた場合はどうだという事例研究をしていかなきゃならない。ですから、その公開の問題については、まだまだ勉強する。そして、検討する余地があるだろうと思っています。これはどこどこで終わりというものではなくて、ずっと続けなければいけないだろうと思います。

同様に組織の中でどこまでどういう情報を上げるか。今回の事例は、東京電力から報告があって、日を置かずに、幹部の一人には報告が上がっていて、長官を含めた幹部についても、2週間かな、二、三週間の間にちょっと正確なものは後で補足してもらいますけど、伝わっている。ただ、委員長のところへ、私のところへ来たのが1月19日で、委員のほうには1月23日ですか、委員会で、非公開の委員会で報告された。これは、何でこういうことが起きたかということ、取りあえずの検証ですけれども、まず、やっぱり最初にこの事案を担当部門は今評価しているよりは軽い事案だというふうに捉えた。今評価しているような重さで捉えていけば、当然早く報告が来たと思われるんですけども、まだ、やっぱり最初の評価が甘かったというのはあるんだろうと思います。それが引き金になったんだろうというふうに思います。

今後はどうするか。今の時点で考えられるのは評価の低い事例であっても、速やかに委員会まで知らせることが必要になるでしょうけれども。一方で、私が注意しなければならないのは、こういった核物質防護事例に関して、委員会の5名がその情報の管理であるとか、どこまで話すことができ、どこかからは話せないんだということについて、改めて、知識と能力を備える必要があるんです。5名は、それぞれの専門分野については背景を持ってますけれども、核物質防護事例について、その詳細について、これまでここまで突っ込んだ議論をしてきていないので情報の管理については、委員会が十分な能力を備えて進めないと、今度は逆に情報は漏れてしまうというようなことが起きてしまうので、ここは注意をしなければならないと思っています。

それから、報告が委員会に上がらなかったことについては、確かに今日、長官から言及がありましたけれども、情報が上がらなかったこと自体には、委員会側の責任もあると考えています。私は、核物質防護事例に関して、小さなことでも速やかに報告しろと指示をしていたわけではありませんので。報告を受けなかった責任というのは、委員会側にもあるというふうに認識をしています。

○記者 私のほうから最後にしますが、このID不正使用問題でお答えいただける範囲で教えていただきたいんですが、核物質防護上の違反というお話が委員会の中でも出てきましたが、その個人識別情報を組織として、ルール化していなかったという、簡単に言うと、いろいろ聞いてよく分からないんですけども、こんなことが原子力の施設の中で起こり得ることなのかどうか、ちょっとイメージが沸かないんですが、それはどういう、もうちょっとかみ砕いて言うとどういうことなのでしょう。

○更田委員長 これ、多分、あんまりかみ砕いちゃいけないんだろうと思うんですけども、あの後ろにPPの専門家がいますので、私が話していることがまずかったらレッドカード上げてもらいたいと思いますけれども、IDカードのようなものって、大抵は何かの情報とひもづけがされていますよね。あの運転免許証で言えば、顔写真がついているから、その顔とひもづけがなされているわけだし、更に進んだものであれば、いろんな情報とひもづけがされているわけだけど、そのひもづけがエラーが出るとか、そういった場合には再登録しなきゃならないことはあるだろうと思うんですね。その再登録をするプロセスがきっちり定められていなかったのではないかと責任あるものしか、再登録ができないとか、あるいは定められた規則に沿わない限り、そのID、当該IDカードに関するひもづけられている情報を上書きできないとか、そういったふうになっていけば、今回のような事例は起きなかったんですけど、そこに対する定めがなかったんだというふうに私は理解をしています。

○司会 そのほかいかがでしょうか。

では、フジオカさん、お願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

同じく、柏崎刈羽の不正侵入の問題について伺いたいんですけども、他人のIDカードを使ったということも問題だと思うんですけど、警備側のほうの動きというのも問題かなと思っていて、認証エラーが先ほど言ったみたいに出ても身分確認が不十分だったり、もっと言えば、IDカードの情報を登録し直すということもやって、侵入をやすやすと許していた形になったと思うんですけど、この警備側の点について、委員長どのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 これは、飽くまで私の受けた印象なんですけども、私は安全側の議論をよくやっていますので、安全側の議論で言うと、故障とかは起きるものとして考えるんですね。で、それから考えると、この不正な方法で入ろうとする人が出るということは前提として考えるので、今回みたいに自分のIDカードが見つからなくて、ほかの人のIDカード、鍵かけてないところにあつたから使うと。これは、確かにこういう人がメンバーにいるということ自体けしからない。けしからんのではあるけれども、組織としてはこういう人は出てくるもんだと考えて、防護措置を考えるわけです。だから、むしろより深刻なのは、最初の2ステップ、AさんがBさんのを使おうとしたというところに間違いがあるし、それから自分のなくなったものの無効化措置を怠ったというのも間違いはあるけど。一方、Bさん、鍵かけてなかったという問題はあるけれど、それより何でこんなことが起きるのというのは、こういうことが起きたとしても入れないように、ある情報とIDカードがひもづけられていて、だから実際、今度ゲートでエラーが鳴ったわけです。ですから、エラーが鳴って、時点ではミスを重ねた人がいても、不正を重ねた人がいても、入れないというところで、そこまで正しく機能しているのにもかかわらず、じゃあ通れるようにひもづけをやり直しましょうというところが、正直言って、私としては一番ショックでしたね。

○記者 ちょっとそこで、多分理解はちょっと難しいポイントになっていると思うんですけど、その識別情報を登録し直すというのは、ちょっとやっぱり発想として、よく分からなくて、委員長、前、定例会でも指摘されていたのは、そういう規定がなかったからではないかみたいなことも言われていたと思うんですけど、改めて、この辺りって、どのようにお考えですか。

○更田委員長 ちょっと常識に反するというか、余りにも、ふだん入っていて、ふだん見る人であるということですかね。つまり、今回の事例がその結果として与えた影響は大きくないと判断されてるのは、入る資格を持った人がほかの人のIDカードを持って入ったので入っちゃいけない人が入ったわけではないというところにはあるんですけど、それにしても、そのいつも見る顔だからといって、その情報のひもづけがやり直せるようだったら、そもそもIDカードの意味がないのでね。ちょっと、この辺りは、まだまだ、これから追いかけていけないというのは、であるからこそ、3月10日でしたっけ、東京電力に対しては報告書の提出を求めています。根本的な原因を精査をした上で、報告書求めていますし、それで恐らく終わりにはならなくて、その報告書を私たちとしては吟

味することになりますし、またの検査の状態としては、区分Ⅱになりましたので、追加検査に入ります。そこで、更に詳しく聞くことになるというふうに思っています。

○記者 すみません。もう一点、特殊な事例であるとは思いますが、やはりその起きてしまったからには、例えば問題の広がりとして、ほかの発電所等でも、こういった事例がないのかとか、大丈夫なのかというようなチェックだったりとか、そういったことというのは、今のところ検討されているのでしょうか。

○更田委員長 これからの話だろうと思えますけれども、ただ、そのIDカードと、それから情報のひもづけが各事業所において、どうなっているかというようなことを確認する可能性はありますね。

○司会 ほかに。

じゃあ、オオヤマさん、お願いします。

○記者 すみません。読売新聞のオオヤマです。

やはり同じくIDの不正使用の関係なのですけれども、先ほど、報告が遅れていた件について、原因などについて、委員長も述べてらっしゃいましたが、ただ、今後その委員長への報告が遅れた経緯ですとか、もっとその原因ですとかも、更にその検証を進めて、事務局側に報告求めるということはあるのでしょうか。

○更田委員長 今お尋ねの点については、かなり、私たちははっきり詳しく聞いてはいるんです。当初の担当部門の評価がどうであったか。それから、途中段階で幹部を交えて再評価、これ実は私のところへ来るちょっと前のことなのですが、再評価した内容、それから更に委員が、委員会が聞いた上での最終的な評価。それぞれについて、かなり詳しく聞いています。で、聞いた過程での感想を申し上げますと、やはり核物質防護事例というのは、カウントといいますか、その重さをはかるのが非常に難しい。結果が与えた影響であれば、評価はしやすいんですけども、今回のように入る資格のある人が不正な方法で入ったという事例ではあるものの、先ほど申し上げたように、AさんはAさんでの不正行為があるし、BさんはBさんで不正というか、ある種過失があるし、更に言えば、もっとある意味、私は深刻だと思っているのはIDカードとのひもづけというような、侵入を許した警備側ですね。その広くまたがるものなので、これは、委員会でも委員の一人が言ってましたけど、これ見方によって、いかようにでもなってしまう部分がやっぱりどうしてもあるんです。その評価を担当部門に確定的な評価であるかというのをいきなり求めるのは、なかなか難しいし、それからこういった評価をどうしているかというのが、評価の仕方については各国の規制当局から学ぶことができるんですけども、具体的な事例をどう評価したかというようなことは、さすがに国外へ出さないですね。ですから、非常に一般的に言うと、非常に経験を積みにくい分野であります。

ですので、私は、当初、東京電力から報告を受けた後、担当部門が今から振り返れば、甘い評価をしたということについては、これを厳しく問うものではないというふうに思

っています。むしろ、低い評価であっても報告をするべきであったというふうに変えていきたいというふうに思います。

○記者 今後、その辺りの基準を考えていくということになるかと思うんですけども、あの現時点では、取りあえず委員会に、委員長、委員に報告して、じゃあそれを公表するかどうかというのは、その委員の判断にもう委ねられてしまうような状況になってしまいかと思うんですけども、その辺り、基準が明確にできるまではどうされるおつもりでしょうか。

○更田委員長 例えば、核物質防護事例に関しては、四半期報告ごとに、その検査の報告を受けていますけども、これまでに事例、どういうその指摘があったかということについては、一切、日付だけしか示してなかったわけですけども。ですから、これ研究の余地がまだまだあるんですけどね。公開できる範囲でこういう指摘があった、検査の上での指摘があったというのは、軽微なものであれば、まとめて四半期報告の際に、この核物質防護事例に関しても報告できるようにしていきたいと思えますし、個別の事例について、速やかにお知らせするかどうかについては、そうですね、正直言って、現時点ではまだまだ研究の余地ですね。ここまで今回の事案みたいなことがあれば、これは間違いなく、再びあればこれは公開していくべきだろうというふうに思いますが、じゃあどこで線引きをするかということ、本当にあのPP事例、核物質防護事例というのは、線を引くのが難しい分野だというふうに思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、その保安規定との絡みの話で伺いたいんですけども、確かに、核物質防護と保安規定は、直接はリンクはしないかと思うんですけども、当時の審査への影響という意味で、じゃあそれを知っていれば、どう審査に影響を与えたかどうかですね。あの現時点では、保安規定を覆すような事例は、まだ見つかってないということなのですけども。じゃあ、本当に審査に影響なかったかどうかというのを何か話し合うのですとか、その検証するような、そういう場を設ける予定というのはあるのでしょうか。

○更田委員長 現時点で、そのような考えはないです。感情に作用した、作用した可能性はあるかもしれないけれど、会見でも申し上げましたが、この事例の後、小早川社長と意見交換というのをやっていますけど、あのときの5人の委員の姿勢なんかとか、問いかけなんかは変わっていた可能性はあるけれど、保安規定そのものに影響が及んだかという、ちょっと今の時点では考えられないですね。

○記者 分かりました。あと、すみません。先日、昨日の委員会、先ほど、非公開の委員会でも、やはり過半数の方は、直接、保安規定と核物質防護はリンクしないよということ、先ほどおっしゃってましたけども、逆に言うと、そこら辺の関係性みたいなものを疑問に思った委員の方もいらっしゃるということなんでしょうか。

○更田委員長 あの今ちょっと先ほど申し上げたような意見に近いんですけども、やっぱり自分の感情と言ってもいいかもしれないけれど、やはり東京電力を見る目が変わって

いただろうというふうな意見はありましたね。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、ヒロエさん、お願いします。

○記者 共同通信のヒロエです。

僕もIDの不正使用の話で伺いたいんですけども、規制庁は明らかにしてないんですけど、20代の男性で、KKでの勤務歴が6年みたいな報道もありまして、そこで思ったのが、その1F事故を経験してない人なのじゃないかなと思ったり、これまで、原発運転したことがない人なのかなとか思ったんですけど、前回委員長も、東電内の教育の問題というのを一つ指摘されてたかと思うんですけども、もしそういう人であって、その事故を経験してない、また、これまでその原発の運転をしたことがない人というのは、今後増えていくわけですけど、今回の問題をどういう、今回の問題からどういう教訓を引き出せばいいのかなと思ひまして、その辺お考えあれば、聞かせてください

○更田委員長 確かにおっしゃった年齢であるとか、勤務期間であれば、これは、東京電力は、まだ福島第一原子力発電所事故以降、発電所を稼働させていませんから、運転中の原子炉における経験というのは持っていなかったらどうかと、考え、思います。当然こういったAさん、Bさんのほうの緩みというのは、運転中の原子力発電所を経験してないということが影響した可能性はあるだろうと思います。

ただ、繰り返しますけども、こういうことをAさんがしようとしてもできないシステムになっていたはずなのにそれを許してしまったということのほうに深刻さがあるというふうに考えています。いずれにしろ、この辺りのことは、東京電力自身がどう捉えるかというところがポイントで、それは彼らが報告書の中で記してくるのではないかと、いうふうに思っています。

○記者 すみません。あと、素朴に聞きたいんですけど、東京電力、事故を起こした東京電力にその原発を運転する資格が適格性があるのかと言ったら、現時点でどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 適格性という言葉はどう使われてるかですけれども、技術的能力に関しては、法律の定めに従って設置変更許可で確認をして、保安規定の中でも、改めて確認をしています。じゃあ、適格性という言葉はどう捉えるか。道義的な責任であるとか、そういったものも含めてというと、それは規制の裁量を超えるものなので、そこへ法を適用してどうこうということができないことは、承知されていると思います。で、素朴に適格性って、素朴な適格性であれば、それを見るのは法の執行者である規制委員会だけではなくて、それこそ社会全体ということであるだろうというふうには私は思っています。ですから、それぞれの自治体であるとか、住民の方であるとか、社会であるとか、それが、それぞれが捉えるものであるというふうには思いますね。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

じゃあ、クワバラさん。

○記者 朝日新聞のクワバラです。よろしくお願いします。

さっきの冒頭のほうの質問の答えで、あの情報が上がっていたそのルートとか、経緯のところなのですが、先ほど委員長、幹部の一人にはすぐ上がり、二、三週間で長官のほうにも上がったというお話でしたけど、もう少し、この幹部の一人というのはどなたなのか、それでそれはいつなのか。つまり、21日に発生して、23日にあの委員会で適格性の了承が定例会でされているということもあり、その辺りの経緯をつまびらかにしていただきたいというのは1点、お願いします。

○更田委員長 昨年、9月の21日に報告を受けています。規制庁の担当部門は。で、23日とそれから29日に、先ほど申し上げた幹部の一人に報告をしています。その後、先ほど、大体2週間ぐらいで長官に報告をしたというふうに聞いています。

○記者 委員の一人というのは、ちょっと名前は明かせないということ。

委員の一人。

○更田委員長 委員じゃなくて、幹部。

○記者 すみません。幹部の一人というのは、ちょっと明かせないということなのでしょうか。

○更田委員長 そうだな、これどうなのだろうなと思いますけども。別に、隠さなきゃならないということではないだろうと思いますので。最初に報告を受けた幹部というのは、次長です。

○記者 それは、23日であったということ。

○更田委員長 23日です。

○記者 そうすると、この適格性に了承した委員会の同じ日、同時刻という、同時という、同日ということになるということなのですかね。時系列で言えば。

○更田委員長 9月23日です、はい。

○記者 そうすると、何でしょうかね、やはり地元のほうはその……。

○更田委員長 ごめんなさい、これ、正確じゃないかもしれないけど、ちょっと次長から聞いた話だと、23日の委員会後に聞いたと言っていました。

○記者 なるほど。

○更田委員長 委員会午前中にやっていますから、午前中にやっていて、大体、その担当部門が幹部であるとか、委員に何か報告するときというのは、水曜日の場合、午後で。これ、私の記憶では、たしか片山さん、委員会が終わった後に聞いたというふうに聞いています。

○記者 そうすると、時系列的に言えば、地元の方は了承のタイミングと、その報告のな

い、タイミングというのは、すごく疑念されていると思うんですが、外形的な事実から言えば、そこはもう関係がないところだというようなお考えですかね。その意図的に、例えば委員会に報告しなくて、審査を急いだとか、そういう疑念も指摘されているので、そこに関しての認識を。

○更田委員長 そういうバイアスはかかってないと思いますけども。

○記者 了解しました。

○司会 そのほかいかがでしょうか。

では、シゲタさん、お願いします。

○記者 すみません。NHK、シゲタです。

一点だけ確認したいんですが、この話、よく20日に発生し、21日に報告があって、23日に了承したじゃないかという話もあるんですけども、仮にこの話とその保安規定に絡んでいたとしても、実際認可は10月であって、余り聞いて2日後に、その会合が開かれて、中身、概ね了承されたというのだと、あんまりリンクしないんじゃないかなと。仮に関係してても、10月に認可するまでに、チャンスはあって、議論するチャンスもあったのかなと思うと、2日後って、余り重要じゃないのかなとも感じるどころあるんですが、その辺、どうお感じになりますか。

○更田委員長 そうだろうと思います。仮に例えば保安規定に係る事例。安全に係る事例で例えば大きな、例えば重要な施設の設計の不備がとか、運用の不備が見つかったという事例があれば、それは、もう保安規定にひもづく情報ですけど、保安規定情報だと、公開情報でもあるので、速やかにばっと伝わるので、そうすると23日に同意してて、仮に、それを保安規定の、私たちの保安規定に対する長官専決に対する同意を覆すような情報だったら、その認可までの間に対処していただろうというふうに思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 では、先ほど、アラキさん、挙げられていました。

じゃあ、アラキさん、お願いします。

○記者 毎日新聞のアラキです。

同じく柏崎刈羽の今回のIDの問題でお伺いしたいんですけども、これまでの委員長の御説明で、保安規定と核物質防護の違いがあるというのもよく分かりましたし、よく分かったんですけども、ただ東京電力ですと、7つの約束とか、追加で適格性というのを結構求めていらっやって、通常、ほかの事業者に求めているものよりも事故を起こした当事者として、より厳格なもの求めているのかなというようなこともあるんですけども、印象もあるんですけども、その上でも、保安規定の審査とか、やり直す必要はないということによろしいですよ。

○更田委員長 当然、事故の当事者であるから、東京電力に対しては、当事者としての説

明を求めていますし、もちろん、全ての原子力施設の審査に関して、これは厳正に臨んでいるわけですが、事故の当事者としてのありようというのを東京電力に対して、説明を求めてきている。

ただ、保安規定の、保安規定に定めている内容に影響を及ぼす事案ではないので、ですから、これから、検査の中で、起きたこと、その背景、東京電力の取組、今後のものも含めて、これを確認をしていって、必要があれば、核物質防護規定への反映を求める。

それか、あるいは核物質防護規定そのものには、抜けはなかったんだけど、例えば下位文書等に定めが足りなかったということであればこういったものの整備を求めていく。いずれにせよこの事案は、まだまだ検査で調べることがあるだろうと思っています。ただ、今の時点で言えることは、それは核物質防護に係ることで保安規定の前提を揺るがすようなものではないというふうに認識しています。

○記者 分かりました。委員の中でも感情の問題でのちの意見交換会で何か言うことが変わったかということがあったとおっしゃいましたが、ただ、飽くまでもそういった感情ですとか、社会からの評価というものと核物質防護上の問題ですとか、保安規定の問題は飽くまで別であるということでしょうか。

○更田委員長 今回の事案に対して保安規定で何かひっかけようとする、それってある種、別件逮捕みたいなものになってしまって、私たちに対する言葉で言えば権力の濫用になってしまうと思います。

そういった意味で、まず、とにかくこれから強化する検査の中で事案を明らかにしていきたいというふうに考えています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

ではスズキさん、その後オシドリさん。じゃあスズキさん、お願いします。

○記者 新潟日報のスズキと申します、よろしくお願いします。

先ほど来の確認なのですが、先ほども委員長も保安規定には関わらないという話をされていますけれども、具体的に何が関わらないというふうに考えていらっしゃるのか、もうこれは核物質防護の話であるということだと思えるのですが、具体的に保安規定に関わらないという理由はどういうところなのでしょう。

○更田委員長 安全上の重要なインパクトがあった場合、安全を脅かすような事態にこの核物質防護上の瑕疵が安全上の重要なインパクトにまで及ぶようであれば、これは保安規定の議論に及んでくる可能性があると思いますけど、今回の事例は、結果的には入室する資格を持った人が不正な手段で入室したという事例なので、少なくとも今の時点での判断で言えば、例えば保安規定違反をこれで行うというのはちょっと考えられないですね。

○記者 あと、すみません。それから、先ほど委員長もお話がありましたけれども、委員

の皆さん5人でお話をされたときに過半数は保安規定には関わらないねというふうな話だったということですが、逆に言えば保安規定に関わるねと言っていた人もいたということになるんですか。

○更田委員長 はい。

○記者 それは、別に誰とは言わないですけども、具体的にどういうふうに関わるというふうなお話があったのかはお聞かせいただけるのでしょうか。

○更田委員長 そうだな、どうなのだろう。私は比較的になんか話しやすいんだけど、やっぱり、例えば社長の責任はどうあるべきかとか、それから事故の当事者で事故に対する反省をどう受け止めてという部分。ある意味で本来の保安規定の定めからは逸脱しているかもしれないような部分ではあるんですけども、そういったその東京電力の姿勢を問うチャンスだったので、そのチャンスのときに分野は違うとはいっても、核物質防護でこんな悪いけどぐだぐだをやっておいてというのが、その判断を全く左右しなかったかという、そんなことはないんじゃないというのがその少数派の意見です。

○記者 すみません。それで、そこにまた絡むんですけども、去年の12月に委員の皆さんと小早川さんたちとの意見交換があったと思うんですけども、その段階で小早川さんは、この事案を知っていたわけですよ。委員の皆さんは知らなかったというふうに差が生じていたと思うんですけど、その段階で、もし委員の皆さんがそのことを知っていたら、当然その話になったんだろうと思いますし、また小早川さん側のほうから事態を把握しているのに皆さんにそういう話を全く出さなかったわけだと思うんですよ。ということかというと、やっぱり社長の姿勢というか、責任という部分もやっぱり関わってくるのかなと思うんですが、その辺のやっぱり東電自体の社長を含めてなんですけど、その姿勢の甘さは非常にあると思うんですが、その辺りについてはどう感じていますか。

○更田委員長 今御質問を聞いていて、なるほどなと思ってたんですけども、ただ、やっぱり事例が核物質防護、セキュリティに関わるものだったので、安全に関わるもの、機器の故障であるとか、誤操作のようなものであれば、我々が知らなくて向こうが知っていて、小早川さんのほうから話があるということもあり得ただろうけれど。

やっぱり私も含めてそうですけど、核物質防護に関する情報は公の場で言及しにくいんですよ。今この時点でも後ろにプロがいますけれど、どこまで話していいのか悩むところがあるんです。ゲートが何枚あるかとか、それからひもづけ情報は何種類あるのかといったこと自体も、悪意ある第三者に知られたくない情報なので、そういった意味で、意外と核物質に関する情報をプロにレクチャーを受けると話せることって少ないんですね。今回、委員会が公にしている情報もかなり思い切ったものなのじゃないかというふうに思っています。そういった観点からすると、小早川社長は知っていたけれども、ただしセキュリティに係ることを私たちにに向けて話すのは、かなり難しかったらうというふうには思います。

○記者 先ほど、今回の発表も思い切ったものだったという話ですけれども、逆に言えば、そこまで出せる話ではあるわけですね。ということを見ると、要は、一切合切その全部核に関わるから出さないということではなくて、ある程度、言える部分はあったかと思うんですね。それでも一切それも含めて出さなかったという姿勢はやっぱりいかなものかというふうには思うんですけども、その辺はどう何でしょうか。

○更田委員長 それは間違っていたんだと思います。これは、例えば特定重大事故等対処施設の審査においても、担当部署はどうしてもディフェンシブに全部出せないにしてくるわけですよ。それから別に特重だけじゃなくて、ある電力会社と、私がまだ委員で、プラント側の審査しているときに公開資料が黒塗りになるけれど、出せない。これは商業機密ですと。何でこんなところが黒塗りになるの。つまり面倒だから、広めに黒塗りにしている部分というのを審査会合でも追求してたことがあるし、やはり担当部門は広めに押さえておこうとする意志が働いてしまうのは一般論だと思ってます。

ですから、核物質防護だってこの線引きに迷うぐらいだったら全部出さないほうが簡単じゃないですか。ですから、どうしてもそういった方向へ進んでしまうけれども、これは、今回に限らず明らかにできるものは明らかにするべきだ。それは、やっぱり多くの目が光るということは安全にとっていいことであるのと同様に、セキュリティに対してだって効果はあるはずなのですね。ですから、今まで四半期報告で、先ほどその指摘事項に関しても日付だけだったというのは間違いだったと思います。改めていくべきだと思っています。ですから、おっしゃるように線引きが難しいということは、繰り返し申し上げますけども、公開できることは公開するというのは原則だと思っています。

○記者 すみません。長くなったので最後にしますけれども、先ほどのその社会の目という話がありましたが、先ほど委員長も委員会の中でもおっしゃっていましたが、この核物質防護に関するものについては、非公開で表に出てくることがないわけですね。

そうすると、やっぱり社会の目、触れる目が少なくなる。だからより厳しく見ていかなければいけないという話をされていましたが、その中でやっぱりこういうふうに報告が遅れるとか、若しくは、その先ほどのように、今回、白の判定になりましたけど、最初の見通しと比べて甘かったということもあります。そういうふうな規制庁自体の甘さみたいのが、また明るみになると、我々は新潟の地元の人間としては不信感を持って見られてしまうと思うんです。

実際、今回は東京電力だけではなくて、規制側に対する不信ということも地元で上がっていて、先ほど、質問がありましたけども柏崎市長からも厳しい声が上がっているわけですけども、そういったものにどういうふうに規制側としては応えていく必要があると思っているのかは、それをちょっと伺いたいんですけども。

○更田委員長 残念ではあるけれど、当然のことだろうというふうに思います。私たちは、今回の事案に関してミスがなかったとか、失敗がなかったと言っているわけではなくて、失敗はあったと思っています。情報の伝達にしても、それから評価にしても。

今回の事案に関しては後から振り返れば、明確に失敗はあったんだと思っています。ですから、まず失敗を認めて、私たちとしての是正措置を取っていく必要があった。だから改めていく必要があったと思っています。で、失敗があった以上、不審を持たれてしまうのは、これは当然のことで、私たちとしては大変申し訳なく思いますけれども、失敗したけど信用してねと言うつもりはなくて、失敗があったことは、規制委員会として認めるつもりですし、認めています。その失敗に学んで改めることが重要なのだと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 オシドリさん、お願いします。

○記者 LCMプレスのおシドリです。よろしくお願いします。

ID不正について伺いたいのですが、今回のことは、KK単独の事例というより1Fでの年単位でのルール無視とか、ヒューマンエラーの多さを見ると、東京電力の体制としてさもありなのという感じなのですが、規制の体系として、一件一件審査をしないとしょうがないんですけれども、幾ら年単位で規制庁が東京電力にヒューマンエラー、ルール無視を指摘しても、一向に年単位で減らない現状を見ますと、木も見て森を見ずみたいに原子力規制はなっていないのでしょうか。

○更田委員長 まず、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に関していうと、これは、弁護するわけではないけれども、本当に初めての作業なり、初めての取組が多いのでそういった意味で、一方で、私たちは廃炉作業が安全に行われるように極めて細かく、また厳しく見ているので、ここでの違反の事例は余りほかと比較できるものではないだろうと思っています。

ただしおっしゃるように、何で東電なのだというのは、私たちも思いますよ。つまり、このIDカードの不正の事例が他電力ではなくて東京電力で、しかも、これは規制に関わることではないけれども、東京電力は工事に関してミスが。どうなのだろう、その東京電力が、今持っている印象ですけど、印象はお話するのは正しいかどうかは別だけ東京電力非常に焦っている、作業を急いでいるという印象は持っています。それに伴って、様々なミスなり不正が重なっているように思っています。

木を見て森を見ずなのだけど、これも程度問題で、全般が気に入らないから駄目というようなその権限の行使の仕方はできないので、私たちが権力を濫用しないように細かくいろいろ法理が定まっていて、自ら基準を定めてという運用をしているので、いきなり森を見てざっくりぶった斬るというようなことは、私たちには許されてないんだというふうに認識をしています。

○記者 ありがとうございます。ちょっと別の質問をしようと思ったんですけど、1Fの既存の事例がほかと比較できるものではないということ、更田委員長、さっきおっしゃいましたが、IDカードで言えば、1Fでは昨年ホールボディカウンターの替え玉の事件が

30件あり、2月5日に労基が悪質な者を1件書類送検をしましたけれども、それはIDカード、ホールボディですけど、常態化していたものなので、同じような柏崎刈羽でも、IDカードの不正使用ということでした。気軽にIDカード、他人のものを使うなという印象なのですが、1FとKK、別件ですけど。

- 更田委員長 1Fのほうは、それまでの東京電力が経験してきた原子力施設での作業と大きく異なるために、また、その協力会社であるとか、さらには孫請、ひ孫請といった形でその協力会社の方が入っているので、1F独特の管理の難しさ。それから、高いレベルでの規律を求めることの難しさは、どうしても福島第一原子力発電所にはあるんだろうと思います。だからといって決して許されることではないし、それこそ東京電力が今回のIDカードの不正事案に関して、先にちょっと手のうちを明かしたくないところはあるんですけども、尋ねられたので答えるかな。東京電力が出してくる報告書がこの事案だけを捉えて、局所的なものにしていたら、それはちょっと姿勢を問おうと思います。

東京電力に対して、私は、これも委員長になる前の発言ですけど、あれはあれこれはこれというわけにいかない。福島第一原子力発電所と柏崎刈羽は別物じゃない。柏崎刈羽では頑張れますけど、1Fでは頑張れませんはあり得ないです。どちらも東京電力は何かカンパニーとなっていたって。そんなことは関係ない。だから、東京電力が今回のIDカードの不正事例を真剣に捉えるのであれば、東京電力としてどうであるかをしっかり把握してほしいというふうに思っています。

- 記者 すみません。手のうちを明かしてしまってすみません。ありがとうございます。次、規制庁内での情報共有の形について伺いたいんですけど、先ほど、更田委員長が当初の評価が甘かったと。その評価の段階、当初の担当部門の評価、幹部を交えての再評価、2週間後。委員が聞いた上での対象評価ということがありましたが、その当初甘かったというのは担当部門の評価で、この幹部を交えての再評価でそれが覆るといようなダブルチェックは効いてはいなかったでしょうか。

- 更田委員長 ごめんなさい。今おしどりさんおっしゃったのは、幹部を交えた2回目の評価というのは、1月19日の私への報告のちょっと前です。

ですから、事例が起きて報告を受けて1番目の評価を行ったのは、これは担当部門での評価です。それから二度目の評価というのは、私に報告するちょっと前か、前後ですね。私は幹部を交えた評価を聞いたのは、1月の25日ぐらいかな、というか翌週なのですよ、1月19日の。ちょっとこれを見れば分かるかな。必要であれば、正確なところをお知らせしますけども。私がこの事案について評価を受けた二、三日後だったと思いますけど、その幹部を交えた評価というのも聞きました。それは、まだ最終的な評価とは異なっていて、その後、委員も交えて検討して、今の評価が定まっています。

- 記者 ありがとうございます。すみません、勘違いであれば。当初の評価、2週間後に共有している部署がありましたよね。聞き間違いでなければ。

- 更田委員長 当初の評価を聞いているのは2週間後というのは長官ですね。

○記者 なるほど。分かりました。伺いたかったのは、当初の評価をダブルチェックで再評価するようなタイミングはどこにもなかったのかということをお伺いしています。

○更田委員長 これは、担当部門とは別にチェックするというような体制はないです。仕組みもないです、今のところ。これは、その事案の性質上、そうになってしまうところがあって、例えば、PP部門は本当にほかの部門と同じフロアの一部にいるというんじゃないで、密室にこもっているような人たちなのです。

というのは、彼らが日常的に扱っている情報は広く公開できない情報だから情報をしっかり管理しなきゃならないので、規制庁という組織の中でも水平のコミュニケーションは取りにくいところなのです。ですから、その扱う情報が非常に機微を要する情報だから、もしダブルチェックをやろうとすると第2PP室みたいなものをつくらないといけない。

○記者 分かりました。すみません。最後です。保安規定に関わるとおっしゃっていた委員は伴さんですかね。

○更田委員長 それは、表で議論をする必要が出てきたら公開の委員会で、また改めて、5人で議論をします。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、ユイさんお願いします。

○記者 新潟日報のユイです。重複していると思うんですけども、地元の不信についてのお話で、櫻井柏崎市長が社会通念上の意味でおっしゃっていると思うんですけど、東電の適格性が今回のことで損なわれたと。適格性を評価し直すべきじゃないかという話をされています。市長、新規制基準適合性審査から改めて何かやり直す点もあるんじゃないかという話をされているんですけども、今回の件を受けて、改めて審査の妥当性というのは揺らいでいないのかという点についてお願いします。

○更田委員長 妥当性が揺らいでいるとすれば、それは、核物質防護規定だと思います。あるいは、東京電力による核物質防護規定の運用、東京電力による。例えば、定めるとして下位規定が定められていなかったとか。先ほどもお答えをしていますけども、今回の事案で例えば保安規定違反が取れるかと言ったらそれは取れないでしょう。というのは、保安規定の扱う守備範囲ではないから。

更に言えば、設置変更許可は基本設計を見ているものですし、設工認は工事の建設の適切性を見ているものですし、それぞれはそれぞれでしっかりやれていると、私は、その点に関しては自信を持っています。

しかしながらPP、こういった核物質防護には独特のチェックのしづらさがあったんだと思います。ですので、まず、とにかく今後行う追加検査をしっかりとやること。そして東京電力にしっかりと答えてもらうことというのが大事だと思います。

○記者 ありがとうございます。もう一点だけ、12日に規制庁として、地元の住民に説明する機会があると思うんですけども、恐らくこの件についても質問がかなり出るかと思いますが、規制当局としてはその住民との説明の場にどのように望んでいかれるお考えでしょうか。

○更田委員長 住民の方に規制庁職員が説明するわけですけども、これまでに委員会がお話ししたり、記してきたものをしっかりかみ砕いてお伝えするということになるだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、オカダさんお願いします。一番後ろです。

○記者 東洋経済新報社のオカダですが、今の御説明の関係でちょっと教えていただきたいんですけど、もし今後のやり取りで核物質防護規定に問題があるということになりますと、どういうプロセスを踏んでいく形になるのでしょうか。

○更田委員長 ちょっと仮定の話なので今後のことについては難しいですけども、手法としてあり得るのは、その核物質防護規定に関して変更申請を求めるといようなことだっていないことはないだろうと思います。ですから、防護規定そのもの、まだ委員会として詳しく確認をしているわけでもないですし、それから、東電の申請している核物質防護規定について見ていく必要があるんですけども、もし、その規定そのものに足らざるところがある。ないしは足らざるところがあったわけではないけど、強化する余地があるというのであれば、核物質防護規定の変更申請を求めるといようなことはあるだろうと思います。

○記者 それは規定の内容、文言を変えれば済む話なのか、あるいはそれがちゃんときちんと機能しているかどうかというものも、一定の期間、相当しっかりチェックしていくとか、そういうことになるわけですか。

○更田委員長 これは申請する側の東京電力がどれくらい真剣に考えられるかにもよりまずですけども、考えられなかったら、こちらから注文を出すことになるんですけど、その防護の強化が必要かどうかというのをまず見定める必要があるし、強化が必要なのであれば、その強化を核物質防護規定に折り込むということは可能性としてあるだろうと思っています。核物質防護規定って、PP規定は割と頻繁に申請認可が行われているんですね。これはゲートの形式を変えるとか、防護層の数を変えるとかというのは頻繁に申請を行われています。ですので、物理的にハードウェアとして強化の可能性があって、その妥当性が認められた場合には、それは、やはり変更申請を求めて、核物質防護強化していくことは可能性として十分あるだろうというふうには思います。

○記者 これは、そういう意味ですと、一連の設置変更許可ですとか、いわゆる設工認とか、保安規定とか、そういったところのプロセスとは別ということだというお話かと思

いますけど、東電は東電で再稼働に向けた準備は粛々と進めながらみたいなのは、現実にはそれはあり得るんですか。東電の……。

- 更田委員長 別物ではないですよ。全て原子炉等規制法の下で決められていて、例えば、原子力発電所を運用しようとする主体は設置許可を受けなきゃならない。つまり、これは許可されなきゃならない。設工認を申請して認可されなきゃならない。保安規定を申請して認可されなければいけない。核物質防護規定を申請して認可されなきゃならない。そういった意味では、核物質防護規定も保安規定と並列するもの、並んだものだと思います。ただ保安規定は表で話せる話が多いものだから、やたらと、やたらという言葉はよくないけど、公開で話題に上るけど、核物質防護規定は中身が明かせないものだから、余り浮上しないというか、頭を出しませんけれど、保安規定のセキュリティ版だと思っていただければ、結構です。
- 記者 あと、すみません。先ほど、今回の件は、第Ⅱ区分になると。これは、今後これ自体の評価も変わる可能性があるわけですよ。場合によっては東電の社長とか、あるいは、今回に関係した人物への行政処分ですとか、そういった可能性も出てくるということでしょうか。
- 更田委員長 第Ⅱ区分というのは状態を表していて、検査に当たって、第Ⅰ区分から第Ⅱ区分への変更というのを東京電力に伝えたわけです。では是正措置が取られて、そして改善が認められていったら、今度は第Ⅱ区分から第Ⅰ区分へ戻っていくわけです。当面の間、第Ⅱ区分ではあるけれど、ちゃんとしていけば第Ⅰ区分へ戻っていく。それは、いずれかのタイミングになります。

それから行政処分というのはちょっと飛びますけど、様々なやり方があって、文書の指導であるとか、あるいは注意喚起であるとか、注意であるとか、そういったものは様々なやり方があると思いますけど、まずは、とにかくしっかりした検査を行って、事案をより明確に、さらにはその背景を明確に把握することのほうが、まず手順として、先にありますので、おっしゃったようなそのアクションというのは、その先の話のまたその可能性の話だというふうに思います。
- 記者 ありがとうございます。最後に、柏崎刈羽に関して、燃料の装荷の動きも今までありましたけど、今回のような問題が解決しないうちは言語道断というか、そういうことになるんでしょうか。
- 更田委員長 純粹に手続き論から言ったら言語道断にはならないんですけども、つまり規制上の権限でもって、装荷を止めるってことはできないんですけども。今おっしゃったのは、その一般論だというふうに思います。
- 記者 一般論としては成り立つということですか。
- 更田委員長 規制側が止めに行くことはないということです。止める権限を私たちは持っていないという意味です。
- 記者 でも、こんな中央制御室に勝手に入り込むようなことができる状態なのに燃料な

んかを入れちゃったりすると余計危ないんじゃないかということにならないですか。

○更田委員長 細かい話だけど燃料って、使用済燃料プールにあるのと、炉心にあるのと、場合によっては炉心にあるほうが安全です。状態によりますけども。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

ちょっとスズキさん、2回目なのですが、ほかに御質問ある方おられませんか。よろしいですか。

じゃあ、よろしければ、スズキさん、2回目で、これで最後にしたいと思います。お願いします。

○記者 新潟日報のスズキです。何度もすみません。ちょっと根本的なところを伺ってなかったのですが、今回、初めて重要度評価で白という評価が出たわけですが、それ自体のまず受け止めをお伺いしたかったですけど。

○更田委員長 そうですね。まず今最初に浮かんだことを申し上げると、予想もしてないような分野で白になったなと思ったのは、私たちがどうしても日常的にやっぱり触れる事案というのはセーフティ側が多いんですね。セキュリティ側で白という事例が出たことに、まず正直意外だと思っています。それから事案の内容が最初に説明を聞いたときの印象としては、ちょっと極めて考えにくいなど。というのは、繰り返しますが、IDカードを不正に使用しようとする人が現れてしまうことというのは、これは想定範囲内だし、それからIDカードを施錠してなくて、取られちゃう。使われちゃうことがあるのも、そこまではあるかなと、まず考えておかなきゃいけない範囲だろうなと思いますけど。当然、そうやって人のIDカードを使ったら、アラームが鳴って入れない。そこで情報のひもづけをやり直したというのは、非常に平たく言うと驚きだし、どうして、こういうことになるのというのは、それこそ東京電力はしっかり調査して、しっかり問題の把握に努めて報告してもらいたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—